

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成26年6月9日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、A外1名から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(7) 県労働委員会は、労働争議のあっせん等を行うこととなっており、その委員に対して、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号。以下「委員報酬条例」という。）に基づき、報酬が月額で支給されている。

一方、県労働委員会の委員が労働争議のあっせんを行うに当たっては、労働委員会の幹旋員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第61号。以下「あっせん員報酬条例」という。）に基づき、あっせんに対する報酬が1日8,100円支給されている。

(4) 労働争議のあっせんは、県労働委員会の委員の職務であるが、あっせんに係る報酬は、自治法第204条第2項に制限列挙された諸手当に該当せず、違法な報酬である。

(7) 県労働委員会の委員は、1箇月に数日出勤する非常勤の勤務形態であるが、常勤の者と同様の月額支給の報酬である。

労働争議のあっせんは労働委員会の委員の本来の職務であり、あっせんに対する報酬は月額支給の報酬に含まれている。県労働委員会の委員に報酬を二重に支給していることについて、これを認める自治法の規定はなく、違法である。

###### イ 求める措置の内容

県労働委員会の委員に支払われたあっせんに対する報酬について、知事に賠償させること又は県労働委員会の委員から返還させることを求める。

##### (2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、平成25年4月分から平成26年3月分まで毎月分の県労働委員会の委員に係る「委員報酬内訳」と題する文書が提出された。

### 3 監査執行上の除斥

B監査委員は、自治法第199条の2の規定により、本件措置請求に係る監査を執行していない。

### 4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成26年6月9日（請求書提出日）付けで受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

## 1 請求人の陳述

平成26年7月8日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項) 請求人からおおむね次のとおり陳述があった。

- (1) 自治法では、条例で支給できる諸手当が制限列挙されて定められており、自治法で規定している手当以外は支給できない。あっせんに対する手当が自治法に規定されていないのに、県の条例ではあっせんに対する報酬が支給できることになっているので違法である。また、何かを達成したらそれについて支給するような、成功報酬に準じるような手当は、民間企業であれば理解できるが、公務員にはなじまない。中央労働委員会も他の行政委員会の委員も、あっせんに対する報酬のような成功報酬はない。
- (2) 県労働委員会の委員は、もともと日額支給の報酬だったと思う。8,100円は県が臨時に人を雇った場合の日当に近いので、本来は県労働委員会の委員は日額支給の報酬だったのではないかと思う。県労働委員会の委員の報酬が月額支給になった時点で、本来はこの日当のようなあっせんに対する報酬は廃止すべきものだったのではないかと思う。だからこのような二重支給みたいな格好になっている。県労働委員会の委員報酬条例の改正内容と、あっせん員報酬条例の改正内容を調べてもらおうと、多分、県労働委員会の委員の報酬が月額支給になったのが後になるのではないのかと思う。
- (3) 基本的に、あっせんに対する報酬は、何に基づいて支給されているのかということが不明確なので、お手盛り支給と同じだということになると思う。

県労働委員会の委員としての基本給は月額支給の報酬だけで、この中に全ての県労働委員会の委員の業務が含まれている。だから、あっせんに対する報酬が8,100円支給されることは理解しにくい。最小の経費で最大の効果をあげるという自治法の趣旨を十分踏まえてほしい。

## 2 執行機関の陳述の要旨

平成26年7月8日に執行機関の陳述を実施したところ(自治法第242条第7項) 県労働委員会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

- (1) 労働委員会は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員及び使用者を代表する使用者委員(以下「労働委員」という。)から構成され、労働争議を解決に導くよう労使間の調整を行うことと、不当労働行為の成否や救済の要否などの判定を行うと、労働組合法(昭和24年法律第174号)で定められている。
- (2) 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)では、労働争議を解決に導くようあっせん、調停及び仲裁の三つの労使間の調整手続が定められており、あっせん以外の調停及び仲裁の調整手続は、労働委員が携わることが規定されている。しかし、あっせんは、同法第2章の規定により、あっせん員候補者の名簿に記載された者の中から、労働委員会の会長があっせん員を指名し、あっせん員が労働争議の当事者とのあっせんに携わることとなっており、労働委員が労働委員としてあっせんに携わるとい制度設計になっていない。

このことは、あっせん員候補者となる法令上の要件からみても、学識経験を有すること、労働争議の解決につき援助を与えることの二つの要件のみで、労働委員であることは要件とされておらず、国からの通牒に示された具体的な選定基準においても、労働委員の中からあっせん員候補者を委嘱することは差し支えないとされていることから、労働委員会の委員とあっせん員候補者は別との考え方であることは明らかである。

- (3) なお、あっせん員は、労働委員会の会長から指名されたときに、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の非常勤の職員となる。この非常勤の職員としてのあっせ

ん員の報酬の支給根拠となるのが、自治法第203条の2第1項及び第4項であり、この規定に基づきあっせん員報酬条例が定められている。

一方、労働委員としての職務に対する報酬は、委員報酬条例において月額で支給することとなっている。自治法第203条の2は、非常勤の職員が行う職務に対して、報酬を支給しなければならないと規定しており、職務が異なれば、同一人に対しても当然、別の報酬が支給されると考えている。

なお、あっせん員の報酬はあっせんという職務に対する報酬なので成功報酬ではなく、労働委員の報酬は委員報酬条例の制定時から月額で支給されている。

### 第3 監査の対象

請求書及び事実証明書に基づき、県労働委員である者に対するあっせん員の報酬の支給のうち、平成25年6月10日に支払われた72,900円、同年7月10日に支払われた24,300円、同年11月8日に支払われた24,300円、同年12月10日に支払われた24,300円及び平成26年1月10日に支払われた24,300円（以下これらを「本件報酬」という。）の支出を監査の対象とした。

なお、平成25年5月10日に支払われた報酬については、当該支払日から1年が経過しているため、監査の対象としなかった。

### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

#### 1 認定した事実

##### (1) 労働争議のあっせんに係る労働委員会の権限と労働委員及びあっせん員の職務

###### ア 労働委員会の権限

労働委員会が処理する事務を概括的に規定した自治法第202条の2第3項は、「労働委員会は、別に法律の定めるところにより（中略）労働関係に関する事務を執行する。」とされている。この別の法律の定めは、労働組合法第20条を指すと解されており、同条は、労働委員会は、労働組合の資格審査等のほか、「不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。」と労働委員会の権限を定めている。

###### イ 労働委員の職務

この労働委員会の権限のうち、労働争議のあっせんについては労働関係調整法に具体的な執行に関する規定が置かれており、労働委員は労働委員会によるあっせん員候補者の委嘱という、労働争議のあっせんの一部の業務に、労働委員会を構成する労働委員として携わるとされている（労働関係調整法第10条）。

###### ウ あっせん員の職務等

(7) 労働争議のあっせんのうち、当事者間のあっせんを実際に行う者は、労働委員会が委嘱したあっせん員候補者のうちから、労働委員会の会長が指名したあっせん員であると

されている（労働関係調整法第12条、第13条及び第14条）。

あっせん員候補者は労働委員に限られておらず、学識経験を有する者で労働争議の解決に援助できる者をあらかじめあっせん員候補者として委嘱しておくこととなっており、実際に、県あっせん員候補者30名のうちには、県労働委員以外の者も含まれている（県あっせん員候補者は30名。内訳は、現在県労働委員である者が21名、県労働委員であった者が6名、県労働委員会事務局職員が3名である。）。

(1) あっせん員の制度が設けられた趣旨については、労働関係調整法のコンメンタールによると、あっせんとは、「労働争議の両当事者の間に立って双方の主張の争点を確かめ、その妥協調整に助力して当事者の自主的な相互の歩み寄りを図ることにより、当該事件を妥結に導く争議解決の方法」であるとされており、調停又は仲裁と異なり、労働委員による「委員会構成をとらず、あっせん員個人の知識・手腕等に期待すると同時に、あっせん員の機能が主導的であるよりは協力的な点にあり」、「弾力的な労働争議の解決方法である」とされている。

(2) 労働委員及びあっせん員の報酬の支給に関する規定等

ア 労働委員は、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の3第6項で非常勤とされており、その報酬に関する規定は、非常勤の委員、職員等の報酬の支給について定める自治法第203条の2が適用され、同条第1項に規定する「その委員会の委員」に該当するものとして報酬を支給しなければならないとされている。

一方、あっせん員も非常勤とされ（昭和39年9月19日付け労働省労政局労働法規課長通知）、自治法第203条の2が適用されるが、同条第1項に規定する「その他普通地方公共団体の非常勤の職員」に該当するものとして報酬を支給しなければならないとされている。

また、同条第4項では、それぞれの報酬の額、支給方法は条例でこれを定めなければならないとされている。

なお、労働委員及びあっせん員はいずれも地方公務員法第3条第3項に規定する特別職と解されているが、自治法等において、複数の非常勤の特別職の報酬を同一人に支給することを禁止する規定はない。

イ 自治法第203条の2第4項の規定を受けて、本県では、県労働委員の報酬については、委員報酬条例において他の行政委員会等の委員とあわせてその額等必要な事項が定められ、県あっせん員の報酬については、あっせん員報酬条例においてその額等必要な事項が定められている。

なお、委員報酬条例及びあっせん員報酬条例において、県労働委員又は県あっせん員の報酬が併せて支給されることを禁止する規定は置かれていない。

(3) 本件報酬の支出

本件報酬については、支出負担行為兼支出決定書において、次のとおり支出を確認した。

	人数	支出額（円）	支払日
平成25年5月分	8	72,900	平成25年6月10日
平成25年6月分	3	24,300	平成25年7月10日
平成25年10月分	3	24,300	平成25年11月8日
平成25年11月分	3	24,300	平成25年12月10日
平成25年12月分	3	24,300	平成26年1月10日

- (1) 請求人は、労働争議のあっせんは、労働委員の本来の職務であるから、労働争議のあっせんに対する報酬は、県労働委員の報酬に含まれて支給されており、自治法に報酬の二重支給を認める規定はないから、県労働委員のあっせんに対する報酬の支給は違法であると主張する。
- (2) 労働争議のあっせんは、労働組合法において労働委員会の権限が規定され、労働関係調整法において具体的な執行手続が規定されている。両法によると、労働争議のあっせんは労働委員会の権限であるが、その執行については労働委員がすべて行うのではない。すなわち、労働委員は労働委員会の構成員としてあっせん員の指名に至る手続に携わるとされている一方、指名されたあっせん員が労使間のあっせんを行うこととされており、その職務内容は区分されている（上記1(1)ア、イ及びウ(ア)参照）。

こうしたあっせん員の制度が設けられた趣旨は、そもそも労働争議のあっせんは、労使間の争点の妥協調整に助力し、歩み寄りを図って妥結に導くものであり、あっせんに関する知識、手腕を有する個人があっせん員として指名を受け、あっせんを行うことが適切であるとされているからである（上記1(1)ウ(イ)参照）。
- (3) もちろん、あっせん員としての資質を有する者が労働委員にいる場合に、労働委員があっせん員として指名されることがあるが、上記(2)のとおり、労働組合法及び労働関係調整法の規定において労働委員とあっせん員の職務内容は区分されており、あっせん員が個人の知識、手腕によりあっせんを行うことからみれば、たとえ労働委員があっせん員として指名を受けたからといって、それが労働委員の職務になるというのではなく、報酬についても、そのあっせんに対する報酬として支給されるものである。
- (4) さらに、労働委員とあっせん員は、どちらも地方公務員法上の非常勤の特別職に当たるところ、上記1(2)のとおり、複数の特別職に対する報酬を同一人に併せて支給することを禁ずる規定は自治法等に置かれておらず、委員報酬条例又はあっせん員報酬条例においても併給を禁じていない。
- (5) したがって、あっせん員が行うあっせんは、労働委員の本来の職務であるとはいえず、このあっせん員のあっせんに対する報酬についても、労働委員の報酬と併給されることを禁止する規定も見当たらないので、本件報酬の支給が、請求人が主張するような自治法に反した二重支給に当たる違法なものと認めることはできない。

なお、請求人は、自治法第204条第2項においてあっせんに対する報酬が規定されていないことを主張しているが、上記1(2)アのとおり、労働委員の報酬については、自治法第203条の2の適用を受けるものであり、常勤の委員又は職員の給料等について規定している自治法第204条の適用を前提とした請求人の主張を採用することはできない。

以上のことから、県労働委員に支払われたあっせんに対する報酬について賠償又は返還を求める、とする本件措置請求は理由のないものと判断する。